



令和5年10月13日

日本商品先物取引協会
会長 稲垣 隆一 様

日本商品先物振興協会
会長 多々良 實 様



「商品先物取引業統一経理基準」に係る質問書

平素より私共の取組みに特段のご理解・ご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、貴会第77回自主規制委員会（令和2年6月9日開催）において、総合取引所化以後の「商品先物取引業統一経理基準（以下、「統一経理基準」といいます。）」及び「有価証券報告書の標準書式（以下、「標準様式」といいます。）」については見直しを行わない旨の決議がなされましたが、そのうち「統一経理基準」の解釈・運用についてご教示を賜りたく、下記にご質問をさせていただきたいと存じます。

ご多忙の中恐縮ではありますが、ご検討下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

貴協会におかれましては、第77回自主規制委員会（令和2年6月9日開催）において、「統一経理基準」及び「標準書式」の取り扱いを下記のとおり決定され、同月23日開催の第169回理事会にその旨を報告されました。

『今般の総合取引所化に伴う商品の移管により、国内商品市場取引を行う会員の主たる業務が、金商法に基づく商品関連市場デリバティブ取引となることから、総合取引所化以後においては会社法、企業会計基準、企業内容等の開示に関する内閣府令に基づいて対応するものとし、「商品先物取引業統一経理基準」及び「有価証券報告書の標準書式」の見直しは行わないこととする。』

令和2年7月27日の商品移管に伴い、(株)日本商品清算機構（以下「JCCH」といいます。）と(株)日本証券クリアリング機構（以下「JSCC」といいます。）が統合し、JCCHの清算預託金制度が廃止され、それまで国内商品市場取引を行っていた会員は、同日以降、JSCCの清算基金制度を利用することになりました。

貴協会の統一経理基準（平成23年3月2日全面改正）には、金銭・有価証券であって、「清算預託金」として商品取引清算機関へ差し入れたものについては固定資産に計上すべき旨の経理処理が定められておりますが、「清算基金」として差し入れたものに関する定めはございません。

つきましては、「清算基金」に係る経理処理には統一経理基準が適用されないと解してよろしいかお伺い致します。

以上